

**重要・保存版**

## 台風や地震に対する非常措置について（お知らせ）

本校においては、「京都市」（テレビ・ラジオでは、「京都南部」・「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に、「**特別警報（大雨、暴風など6種類）**」または「**暴風警報**」が発表された場合、「**震度5弱以上**」の地震が発生した場合、下記のような措置をとります。非常時にはテレビ・ラジオ・インターネット等の報道に十分注意して行動してください。

## 記

**1 特別警報について**

- 登校前に発表された場合、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを最優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

午前0時までに解除になった場合	5校時(13:10)から始業	給食×
午前0時現在、特別警報発表中の場合	臨時休業	給食×

- 警報が在学中に発表された場合は、直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこととし、その後、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況などに十分考慮して帰宅させるかどうかを決定しますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

**2 暴風警報について**

- 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- 警報が解除された場合

午前7時までに解除になった場合	平常授業	給食○
午前9時までに解除になった場合	3校時(10:40)から始業	給食○
午前11時までに解除になった場合	5校時(13:10)から始業	給食×
午前11時現在、警報発令中の場合	臨時休業	給食×

- 警報が在学中に発令された場合は、「特別警報」の場合と同様です。

**3 避難指示について**

- 水害による、校区内の学区【竹田学区、藤森学区、砂川学区】のいずれかに避難指示が発令された場合は、「暴風警報」の場合と同様の措置をとることとします。在学中に避難指示が発令された場合は、「特別警報」の場合と同様です。

**4 震度5弱以上の地震発生について**

- 登校前に発生した場合  
京都市内において震度5弱以上の地震が発生した場合は、基本的に臨時休業とします。

下校後、深夜0時までに発生した場合	翌日を臨時休業
深夜0時以降、登校までに発生した場合	当日を臨時休業
休業日、休業前日に発生した場合	原則として休業明けの登校日を臨時休業

なお、安全が確認でき、授業等を実施できると判断した場合は、ホームページやPTAメール配信により、連絡をします。

- 在学中に発生した場合  
原則として学校に留め置き、保護者の方に引き渡しを行います。引き取りに際しては、「引き渡しカード」へのご記入をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。